

2019年6月19日

北海道議会 議長様

日本禁煙推進医師歯科医師連盟・北海道支部長 長瀬 清
日本禁煙推進医師歯科医師連盟 会長 齋藤麗子
一般社団法人 日本禁煙学会・北海道支部長 松崎道幸
一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 學

北海道議会に喫煙専用室を設けず 施設内完全禁煙としてください

5月31日の北海道新聞に以下の報道がありました。

<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/310513>

- 道の施設は大半が禁煙となっており、道庁本庁舎は2008年に建物内を全面禁煙とした。これに対し、道議会庁舎内には3カ所の喫煙所がある。11年に各会派が「庁舎内の全面禁煙に向け、当面分煙する」と合意したものの、一部議員は会派の控室などで公然と喫煙を続け、これまでも批判を浴びてきた。
- 改正健康増進法では行政機関や病院などの第1種施設は7月から原則、敷地内禁煙となる。第1種は建物内は認めないが、受動喫煙を防止する措置をとった屋外の喫煙所の設置は認める。
- 一方、飲食店など多数の人が利用する「第2種施設」は来年4月から原則禁煙となる。第1種施設より規制は緩く、煙が外に漏れないなどの対策を施し、国の基準をクリアすれば建物内に「喫煙専用室」を設置することができる。道議会庁舎は第2種に含まれる。
- 道議会庁舎は建て替え工事中で、来春完成する新庁舎内に喫煙所が設置される可能性がある。村田憲俊議長は20日の就任記者会見で「新庁舎ができるので(分煙のあり方を)議論しなければいけない」と述べた。
- 過去には道議会全会派で受動喫煙防止条例の制定を目指したが、愛煙家の道議らが難色を示したことなどで見送った経緯がある。現在は道が条例制定を検討しており、4月に受動喫煙について関係団体から聴取した意見の中に「道議会も第1種施設とするべきだ」との声があった。

以上を踏まえ、日本禁煙推進医師歯科医師連盟と一般社団法人日本禁煙学会及び同北海道支部として以下を提言・要望いたします。

1. 第二種施設では、屋内に「喫煙専用室」の設置は違法ではないとしても、屋内の「喫煙専用室」からは、どのような対策を講じたとしても、タバコの煙が漏れ出るのを防ぐことはできません。人の出入りによっても漏れ出ますし、服や体に付着したタバコ煙・臭いは喫煙専用室から退出した後も発散し続けます。受動喫煙の危害を周りに及ぼします。
2. 議会が第一種ではなく、第二種施設とされた理由は、喫煙する国会議員に対して規制を逃れる方策に配慮したためであることは良く知られていることで、改正健康増進法の大きな欠陥内容の一つとなっているところです。
3. 道議会におかれては、第二種だから屋内に「喫煙専用室」を設置しても構わない、ではなく、第一種施設の道庁本庁舎と同じく、屋内全面禁煙(喫煙専用室不可)とされるべきです。
4. 道議会庁舎は建て替え工事中で、道議会各会派の協議によっては、来春完成する新庁舎内に喫煙所が設置される可能性があり、その場合は予算措置が講じられることになるのですが、もし屋内に「喫煙専用室」が設置される方向になれば、税金の無駄遣いとして、住民監査請求がなされ、また道民だけでなく、全国から批判が沸き起こることでしょう。
5. 現在、道が条例制定を検討していることから、道議会、また道内市町村議会も第一種と同じく例外なき「屋内禁煙」の条例が望まれます。
6. 2018年5月31日の朝日新聞の報道では「議会の禁煙は3割の15府県」とのことで、
<https://digital.asahi.com/articles/ASL5X5FQYL5XPTIL01R.html>
東京都、大阪府、兵庫県議会なども「屋内禁煙」となっており、他の府県も自主的に禁煙とするなど対策を進めています。また大阪府堺市議会などは、かつて屋内に喫煙室がありましたが、議会の決議によりこの廃止を決めるなどしております。
<http://notobacco.jp/pslaw/jiminjiinsakai170418HP.pdf>
7. 参考までに、裁判所も第二種施設となっていますが、例えば名古屋高裁は「名古屋高裁は、第2種施設としての対応を7月から前倒し実施するよう促す最高裁通知を受けて、喫煙のあり方を検討した。その結果、「国として進めている施策であり、行政機関ではないが第1種施設と同様の受動喫煙防止の義務がある」と判断し、敷地内禁煙を決めた。6県の各裁判所も同調する。名古屋高地裁合同庁舎では、屋内喫煙所を6月末で閉鎖。屋外の喫煙所は「公道が近く煙拡散の恐れがある」などの制約で設けず、結果的に第1種施設より厳しい対応となる。名古屋高裁の広報担当者は「総合的に判断し喫煙所を設けないことを決めた。喫煙者には丁寧に説明して理解を求めたい」と話す。」と報じられております。
<https://mainichi.jp/articles/20190520/k00/00m/040/269000c>

以上の情報と提言を参考にいただき、北海道議会に「喫煙専用室」を設けず、施設内完全禁煙とされるよう、ご高配をよろしくお願い申し上げます。

【連絡先】

松崎道幸（日本禁煙学会北海道支部長）

道北勤医協 旭川北医院 〒070-0842 旭川市大町2条14丁目